# 『一般名処方加算』の取得について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。
一般名処方とは、医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより、供給不足の医薬品であっても、有効成分が同じ複数の医薬品から選択できるため、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

〇加算１　10 点

令和6年 10 月より、医療上の必要性があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方した場合は、選定療養費として、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。
長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で、後発品収載から 5年経過しているものなどの要件にあった品目です。対象医薬品は厚生労働省ホームページに公開されています。

ご不明点がございましたら、主治医等にご相談ください。

（町立長沼病院）

# 『長期処方箋の発行について』

当院は、患者様の状態に応じて、28 日以上の長期処方箋の交付いずれも対応可能です。長期処方箋の対応が可能かどうかは、病状に応じて医師が判断いたしますので、ご相談ください。

（町立長沼病院）

# 『院内トリアージ実施体制について』

当院は、救急告示病院として 24 時間 365 日の診療体制を有しております。院内におけるトリアージ実施体制は、以下マニュアルに基づき実施しております。

## 町立長沼病院　院内トリアージ　マニュアル

令和2年4月1日　制定
令和8年4月1日　改正

1　救急外来のトリアージ（院内トリアージとは）

院内トリアージとは、診察前の患者の症状を評価し、緊急度・重症度を見極め、治療の優先性を判断することである。救急外来の限りある医療資源を有効活用し、患者にとって安心な医療サービスを提供するために必要な業務の一過程である。

2　用語の定義

1）院内トリアージ

救急医療におけるサービスや患者の安全管理のために行われるチーム医療である。看護師だけが行えばよいというものではなく、コメディカルや医師との十分なコミュニケーションのもとに行われ、救急患者への適切な医療の提供へとつなげるものである。

2）トリアージナース

患者が救急診療を受けるまでの緊急度を決定し、救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師であり、外来看護師長及び病棟看護師長をもってこれに充てる。

3　責任と権限

1）院内トリアージの責任体制

病院長の包括的指示下で緊急度判定を実施する。緊急度判定による結果は、医師の責任範囲に含まれる。

2）トリアージナースの権限と保証

トリアージは患者の治療の優先順位を決める性質上、医療行為として判断される場合もある。トリア

ージ中のリスク管理について、以下の場合は医師に速やかに報告・連絡・相談をする。

①診察の順番の調整が必要な場合

②トリアージ後の患者の病態悪化時

③緊急度の判断が難しい場合

4 院内トリアージ実施体制

1）救急外来におけるトリアージの目的

①重症な患者に対する迅速な対応

②苦痛が強い患者に対する迅速な対応

③自力来院救急患者に対して、平等で適切な診療につなげる。

2)トリアージナースに求められる役割

①患者の訴える症状を主観的・客観的な情報から評価して緊急度を判断し、治療を行うべき場所・部門を決定する。

②適切な治療を受けるまでの初期対応を実施する。

③他の医療従事者（医師、コメディカル、事務職員など）と連携し、患者の流れが円滑になるように調整する。

④効果的・効率的に業務が遂行するために、適切な人員配置を行う。

⑤患者を観察し、再評価を行う。

3）院内トリアージの流れ

Ⅰ運用方法について

①運用は救急外来担当看護師が実務を行う。

②自力来院の初診救急患者を対象とする。

③緊急度・重症度を判断するもので、診断をすることが目的ではない。

④緊急・非緊急と判断した患者で、診察までに時間を要する場合は、経時的に再アセスメント・再トリアージを行い、必要に応じてトリアージランクを変更し、アンダートリアージにならないようにする。

Ⅱ運用手順

①バイタルサインチェック

②初診の場合は問診表を用いる。

③トリアージ判断

・トリアージ開始までの時間は、受付後 10～15 分を目安に行う。

・トリアージにかける時間は、3 分を目安に短時間で行う。

・再トリアージは原則 60 分後とする。

超緊急　ただちに診察・処置が必要。救急外来で対応→CPA・ショックバイタル
最緊急　15分以内に診察・処置が必要。救急外来または診察室での対応
緊　急　1時間以内に診察・処置が必要。救急外来または診察室での対応
非緊急　1時間以上待つことができる。診察室での対応が可能。

④医師または救急外来看護師に報告し、診察行為が生じた際は詳細な記録をカルテへ記載する。

4）患者等への説明

本紙を、院内及びホームページへ掲示する。

5）成人トリアージについて

救急トリアージに必要な基本的症候・疾病の一覧すべてに共通する超緊急案件は以下のとおり。

CPA（心肺停止）・ショックバイタル・胸痛・動悸・腰背部痛・呼吸困難（咽頭痛を含む）・アナフィラキシー・失神・頭痛・意識障害・麻痺・しびれ・脱力感・眩暈・浮遊感　・腹痛　・吐血・下血・頭部外傷・四肢外傷・胸部外傷・腹部外傷・中毒・熱傷・その他医師が必要と認めた疾病や病態

6）効果検証等について

本マニュアルは、定期的な見直しを行うとともに、適切な運用が実施できているか評価をするものとする。また、トリアージナースは定期的な研修の機会を行うものとする。

附則

このマニュアルは、令和2年4月1日から施行する。

附則

このマニュアルは、令和8年4月1日から施行する。

（文言整理）

# 『電子的診療情報連携体制整備加算3について』

当院は、医療 DX 推進による患者支援の向上のため、以下の取り組みを行っております。

① 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています。
② 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。
③ オンライン資格確認の十分な実績を有しています。
④ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、医師が閲覧または活用できる体制を有しています。
⑤ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
⑥ 電子的診療情報連携体制整備加算に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報の取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所等に掲示・ウェブサイトに掲載しています。
⑦ 電子処方箋や電子カルテ共有サービスを活用できる体制については、検討中です。

上記の体制により、初診時または再診時に「電子的診療情報連携体制整備加算３」を、月１回に限り算定しております。

初診時　４単位（月１回）

再診時　２単位（月１回）

（町立長沼病院）